

経過措置移行品目のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて既に販売中止のご案内をさせていただきました下記品目につきましては、令和6年3月5日付厚生労働省告示第56号にて、令和6年4月1日より経過措置品目へ移行しますので、謹んでお知らせ申し上げます。

尚、経過措置期間は令和7年3月31日をもちまして満了いたします。

今後とも引き続き弊社製品にご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 経過措置移行品目

販売名	規格・単位	包装	統一商品コード
エバステル [®] 錠5mg	5mg 1錠	PTP 100錠	116-12201-6
		PTP 500錠	116-12211-5
フルチカゾンプロピオン酸エステル 点鼻液50 μ g「DSP」28噴霧用	2.04mg4mL 1瓶	1瓶	116-11005-1
		10瓶	116-11006-8

2. 経過措置期間満了日

令和7年3月31日(令和7年4月1日以降は保険請求ができません)

以上